

# 東京公報

発行 東京都

## 規則

### 目次

#### 規則

○東京都太田記念館管理規則の一部を改正する規則

○建築基準法による一団地の区域（都市整備局市街地建築部建築指導課）

○平成二十一年東京都告示第九百六十九号（東京都福祉のまちづくり条例施行規則別表第五及び別表第六に定める事項に基づき知事が別に定めるもの）の一部

改正  
○保安林の指定予定（福祉局生活福祉部企画課）

○東京海区における遊漁者によるひき縄釣の制限（産業労働局農林水産部森林課）

○東京海区におけるいか釣漁業の制限（産業労働局農林水産部農業振興課）

○土地改良区役員の就退任（産業労働局農林水産部農業振興課）

#### 公示

#### 告示（海区漁調）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附則

アーメダバード バンコク 北京 ダバオ デリー（準州） ハノイ ホーチミン  
香港 仁川 ジャカルタ クアラルンプール クルドウツフシ ラーム メトロ  
マニラ 新北 プノンペン 上海 シンガポール ソウル 台北 ティナドウー  
ウランバートル ビエンチャン ヤンゴン

#### 別表第一（第一条関係）

●東京都規則第百六十三号  
東京都太田記念館管理規則の一部を改正する規則  
東京都太田記念館管理規則（平成二年東京都規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

#### 公示

#### ○東京都告示第十四六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和七年十一月十七日

#### 一 対象区域の地名地番及び認定年月日

##### 対象区域の地名地番

認定年月日

東京都知事 小池百合子

文京区本郷七丁目一番一、同番五、令和七年十月一  
同番六、同番八、同番九、同番十一、十二日

の一部、同番十二から同番十四まで、  
二番一から同番三まで、同番五、三  
番十一、同番十二、四番、同番一、

同番四、五番一、同番二、六番二、  
七番一、八番二、九番一、十番一、  
十一番一、十二番一、十三番一、十  
四番一、十五番一、十六番二、十七

東京都太田記念館管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十一月十七日

番一、同番二、十八番一、十九番二、二十番から二十二番まで、二十三番一、二十七番二、二十八番二、二十九番二、三十番一、三十一番一から同番三まで、三十二番一、同番三、同番四、五十六番、湯島四丁目二百一番先の二及び台東区池之端一丁目三十八番四

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課（東京都庁 第二本庁舎三階中央）

● 東京都告示第千四十七号

平成二十一年東京都告示第九百六十九号（東京都福祉のまちづくり条例施行規則別表第五及び別表第六に定める事項に基づき知事が別に定めるもの）の一部を次のように改正する。

令和七年十一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

題名を次のように改める。

東京都福祉のまちづくり条例施行規則別表第五に定める事項に基づき知事が別に定めるもの

の

前文及び第一中「及び別表第六」を削る。

第二中「二十二の項」を「二十一の項」に改める。

第三中「二十二の項」を「二十一の項」に、「一から二十一の項」を「一の項から二十の項まで」に改める。

別表一 四の部(一)の項中「以上の」の下に「集会場（冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積が二百平方メートルを超えるものに限る。）及び」を加え、同部(二)の項中

〔集会場（冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積が二百平方メートルを超えるものに限る。）及び〕を削り、同部(三)の項中「未満の」の下に「集会場（冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積が二百平方メートルを超えるものに限る。）及び」を加え、同部(四)の項中「集会場（冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積が二百平方メートルを超えるものに限る。）及び」を削り、同部(五)の項中「未満の」の下に「集会場（冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積が二百平方メートルを超えるものに限る。）及び」を削り、同部(六)の項中「集会場（冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積が二百平方メートルを超えるものに限る。）及び」を加え、同部(七)の項中「集会場（冠婚葬祭施設を含み、一の集会室の床面積が二百平方メートルを超えるものに限る。）及び」を削り、同表中

|   |   |   |
|---|---|---|
| <p>用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル未満の公会堂</p> <p>用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル未満の公会堂</p> | <p>用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル未満の公会場（冠婚葬祭施設を含み、すべての集会室の床面積が二百平方メートル以下のものに限る。）</p>      | <p>用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル未満の公会場（冠婚葬祭施設を含み、すべての集会室の床面積が二百平方メートル以下のものに限る。）</p>      |
| <p>授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、宿泊施設の客室</p>                   | <p>授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室</p> | <p>授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室</p> |

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和七年十一月十七日

東京都知事 小池百合子

（採捕の承認）

会長 馬場 治

附 則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

● 東京都告示第千四十八号

改め、九の項を削り、十の項から二十二の項までを九の項から二十一の項までとする。

|  |  |
|--|--|
| (七) 用途に供する部分の床面積の合計が二百平方メートル未満の公会堂及び用途に供する部分の床面積の合計が一千平方メートル未満の以上的の集会場（冠婚葬祭施設を含み、全ての集会室の床面積が二百平方メートル以下のものに限る。） | 授乳及びおむつ交換のできる場所、ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備、宿泊施設の客室 |
|--|--|

に

告 示（海区漁調）

● 東京漁調指示第十一号

東京海区におけるひき縄釣（釣糸及び釣針を有する漁具を、船舶を使用してひきまわして行う釣漁法をいう。以下「この漁法」という。）による水産動物の採捕について、

|   |        |
|---|--------|
| (一) 漁業者（以下「漁業者」という。）が漁業者ために従事して行う場合                                   | （承認基準） |
| (二) 試験研究機関等が試験研究のために行う場合  |        |
| (三) 立木の伐採の方法  |        |
| 1 立木に係る伐採種は、定めない。   |        |
| 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。      |        |
| 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  |        |
| (一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種   |        |
| 次のとおりとする。   |        |
| (二) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び青梅市役所に備え置いて縦覧に供する。） |        |

青梅市柚木町二丁目九〇七番（次の図に示す部分に限る。）、三四〇番一、三四三番

一 この漁法により水産動物を採捕しようとする者は、東京海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(一) 漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合

(二) 試験研究機関等が試験研究のために行う場合

(三) 土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(二) この漁法を用いることにより、水産資源の保護培養

及び漁業調整上重大な支障が生じるおそれがないこと。

(三) 地元団体が主催又は共催等して行われるイベントで

あつて、実施及び開催期間について、開催根拠地となる漁業協同組合の同意を得ていること。

(四) 東京都に所在する漁港等を根拠地として行われるもの

を得ていること。

(五) 主催者等がイベントの実施に際して、法令等の遵守に係る誓約を行うこと。

(採捕の禁止)

三 採捕の承認を受けた場合であつても、次に掲げる区域及び期間は、この漁法による水産動物の採捕を行つてはならない。

(一) 東京都内湾海域は、周年禁止とする。

(二) 東京都内湾海域を除く東京海区（いすれも属島及び礁を含む。）の各島最大高潮時海岸線から二千メートル

ル以内の海域

(三) 令和八年二月一日から同年六月三十日まで及び令和九年一月一日から同年三月三十一日まで(三宅島周辺海域)で、八丈島周辺海域にあつては同年二月一日から同年四月三十日まで)の期間

(取扱要領)

四 この指示に定めるもののほか、承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

五 この指示の有効期間は、令和八年二月一日から令和九年一月三十一日までとする。

## ◎東京漁業調整委員会第十二号

東京海区(伊豆諸島海域に限る)におけるいか釣漁業(あおりいかを除く。以下「この漁業」という。)について、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和七年十一月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 馬場 治

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

- (一) 総トン数三十トン以上の船舶を使用する操業
- (二) アンカー(シーランカーを含む)等で船舶(船外機船を除く。)を固定して行う操業
- (三) 敷設されている定置漁具から五百メートル以内で行う操業

(四) いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業で使用する漁具及びこれらの漁業の操業船舶から五百メートル以内で行う操業

(五) 各地先共同漁業権漁場内における操業。ただし、その漁業権免許を有する漁業協同組合から同意を得られた場合はこの限りでない。

(六) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

(七) 令和八年九月一日から令和九年一月三十一日までの操業(大島陸岸から三海里以内の海域における総トン数五トン未満の船舶の操業を除く。)

(承認操業)

二 総トン数五トン以上三十トン未満の船舶を使用してこの漁業を操業しようとする者は、次のとおり、船舶ごとに

に東京海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

(一) 承認の対象者

ア 東京海区(伊豆諸島海域に限る)において、前

年度にこの漁業の承認を受け、水揚げした実績を有する者(操業実績報告書により確認できる者)

イ 前年度に承認を受け操業したもの、水揚げした実績を有しない場合にあつては、申請者の所属する漁業協同組合及び住所の所在地の都県の水産主務課

(操業協定等)

合

工 資源の保護培養及び漁業調整上支障がなく、委員会が特に認めた者

(三) 承認をしない場合

ア 申請者以外の者が、実質上当該漁業の経営を支配するおそれがあると認められる場合

イ 漁業関係法令又は漁業秩序を遵守する精神を著しく欠く者と認められる場合

ウ 前年度にこの承認の規定に違反したと認められる場合

四 関連する規定

三 この漁業の承認を受けた者は、操業海域において、当

該漁業者との間又は他種漁業者との間で、漁場競合若しくは操業上の紛争が発生したときは、関係漁業者との間で操業協定書を締結する等、トラブル回避について、誠意ある対応に努めなければならない。この場合において、

を操業実績報告書により確認できる者

工 資源の保護培養及び漁業調整上支障がなく、委員会が特に認めた者

オ 試験研究機関

操業に関する協定等協議が整うまでの間は、競合又は紛争の生じない漁場に移動しなければならない。ただし、協定等を締結しなくとも漁業秩序が維持される等、特に委員会が認めた場合はこの限りでない。

(承認書の備付け及び操業旗章の掲揚)

四 この漁業の承認を受けた者は、操業の際、使用する船舶ごとに、委員会が交付した承認書を所持するとともに、委員会が別に定める操業旗章を掲揚しなければならない。

(承認の取消し)

五 次の事項に該当するときは、承認を取り消すことがある。

(一) 承認を受けた者以外の者が、実質上操業を指揮しているとき。

(二) 承認を受けた者が、この承認の規定に違反したとき。

(三) 委員会が漁業調整上必要があると認めたとき。

(操業実績報告書の提出義務)

六 この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和八年十月三十日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を提出しなければならない。

なお、提出された報告書の内容について、疑義がある場合、委員会は、追加の関係書類の提出を指示することができる。

(遵守事項)

七 この漁業の承認を受けた者は、前各項に定めるもののができる。

ほか、漁業調整上委員会が必要と認め、指示し、又は指導した事項を遵守しなければならない。

(その他)

八 この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

九 この指示の有効期間は、令和八年二月一日から令和九年一月三十一日までとする。

●東京漁業調査第十三号

東京海区（東京都内湾海域を除く。）における火光利用とびうお漁業（集魚灯を使用し、船舶付近に集まるとびうおをたも網又は敷網により漁獲する漁業をいう。以下「この漁業」という。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第一百二十条第一項の規定に基づき、次のとおり制限する。

令和七年十一月十七日

東京海区漁業調整委員会

会長 馬 場 治

(禁止操業)

一 この漁業において、次に掲げる操業をしてはならない。

(一) 総トン数二十トン以上の船舶を使用する操業

(二) いせえび刺し網漁業又はたかべ刺し網漁業で使用する漁具及びこれらの漁業の操業船舶から五百メートル以内で行う操業

(三) 電球の総設備容量が、七千ワットを超える集魚灯を使用する操業

(承認操業)

一 総トン数三トン以上二十トン未満の船舶を使用して、この漁業を操業しようとする者は、船舶ごとに東京海区

漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

(一) 対象船舶

東京都の各支庁に備え付ける漁船原簿に登録されているものとする。

(二) 承認書の備付け

この漁業の承認を受けた者は、操業の際使用する船舶ごとに委員会が交付した承認書を備え付けなければならぬ。

(三) 操業実績報告書の提出義務

この漁業の承認を受けた者は、船舶ごとに、令和八年八月三十一日までに、委員会が別に定める操業実績報告書を委員会に提出しなければならない。

(四) 取扱い要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、別に委員会が定めるところによる。

(指示の有効期間)

三 この指示の有効期間は、令和八年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

公 告

土地改良区役員の就退任について

昭島用水土地改良区理事長伊藤孝弘から令和七年十月七日

日付けで役員の就退任届があつたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十九項の規定により公告する。

令和七年十一月十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 退任 退任年月日 令和六年三月三十一日

